

在勤・在学の申込に関する同意書

杉並区外に住民登録があり、保護者のいずれかまたは双方が杉並区内で月 48 時間以上在勤または在学している方が申込みを希望する場合は、本同意書の必要事項をご記入の上、裏面にある保護者双方の署名欄へそれぞれ氏名をご署名いただき、ご提出ください。

【1】すべての方がお答えください。

No.	確認事項	記入欄
1	入所月中に実際に 1 日以上、杉並区内へ通勤または通学することが必要です。また、契約上の就労・就学時間が月 48 時間以上であることが条件となります。	☐ わかりました
2	申込みできる施設および入所希望月には制限があります。「令和 9 年度保育施設利用のご案内」p. 5 の表『(2) (3) の方向け 申込み制限』をよく読み、希望保育施設を選択してください。	☐ わかりました
3	母の保育を必要とする事由が「就労」または「就学」で、申込児童の弟妹の妊娠・出産要件にかかる期間（出産予定月の前 2 か月から、出産（予定）日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。以下、「妊娠・出産期間」と言います。）が入所希望月にかかりますか。 ※母の保育を必要とする事由が「就労」または「就学」以外の場合は、「いいえ」を選択してください。	☐ はい →【2】の質問項目にもお答えください ☐ いいえ
4	申込児童が現在、保育施設または教育施設に在籍しており、保護者が申込児童の弟妹に係る育児休業を取得中、または入所希望月の末日までに取得予定ですか。	☐ はい →裏面【3】の質問項目にもお答えください ☐ いいえ
5	No. 3・4 のどちらも「はい」と選択した方は【3】の質問項目のみお答えください。（【2】の質問項目にお答えいただく必要はありません。）	☐ わかりました ☐ 該当しない

【2】No. 6～13 の項目は No. 3 で「はい」を選択した方のみお答えください。

6	全員	保育を必要とする事由が「就労」または「就学」の母が以下①または②のいずれかに該当しますか。 ①入所月中に一時的に育児休業を取得し（または休学し）、入所月中に復職（復学）する。 ②妊娠出産期間終了後、入所月中に復職（復学）し、育児休業を再取得しない（または休学しない）。	☐ 該当する ☐ 該当しない
7		母は就労要件としての取扱いになります。なお、就労・就学要件の保護者は、杉並区内に在勤(在学)する保護者を含め、全員が入所希望月中に就労(就学)を開始され、継続されている状態となる必要があります。	☐ わかりました
8	No. 6 で「該当する」を選択した方	指数については令和 9 年度保育施設利用のご案内 p 5 【2】(2)の「指数について」をご確認ください。 また、いずれかの保護者が入所希望月の末日までに育児休業を取得する場合、育児休業確認書を提出してください。育児休業を取得する保護者は、復職後に復職証明書を提出してください。休学していた保護者は、復学後に復学した日が分かる書類を提出してください。 なお、入所後、No. 5 の事実が確認できなかった場合はその事実が判明した月の末日に退園となります。	☐ わかりました
9	No. 6 で「該当しない」を選択した方	母は妊娠・出産要件としての取扱いとなります。 父は杉並区内での在勤または在学の予定がありますか。その予定がない場合にはお申込みいただけません。	☐ ある ☐ ない
10	No. 9 で「ある」を選択した方	父は以下①、②または③のいずれかに該当しますか。 なお、いずれにも該当しない場合にはお申込みいただけません。 ①入所月に就労（就学）を開始する。 ②申込日現在就労（就学）中で、入所月以降も就労（就学）を継続する。 ③入所月末日までの間に一時的に育児休業を取得し（休学し）、入所希望月中に復職（復学）する。	☐ 該当する ☐ 該当しない

裏面あり

11		入所希望月に妊娠・出産期間がかかる母親について、杉並区内での在勤・在学の有無に関わらず、基準指数 No. 11 その他、保育が必要と認めた状態（1点）を適用します。	☐ わかりました
12	No. 10 で「該当する」を選択した方	入所後、出産日から8週間を経過した日の翌日が属する月末で退園となります。なお、期間が満了する月の月末までに、翌月以降の保育を必要とする事由（※）に該当する状況であることが確認できた場合には、期間満了後も該当する事由における認定有効期間まで在園を継続することができます。 ※申込児童が入所後、保護者が下の子の育児休業を取得する場合を含みます。なお、住民登録のある自治体で保育の必要性の認定が受けられない場合は、在園を継続することはできません。	☐ わかりました
13		入所月の申込締切日までに、母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が記載されているページ）をご提出ください。	☐ わかりました

【3】No. 14～19 の項目は No. 4 で「はい」を選択した方のみお答えください

14	全員	今回の申込みににおける復職意向について、次のア・イのいずれかを選択してください。 <u>なお、いずれを選択する場合も、保護者のうち少なくとも一方が、入所月中に杉並区内での通勤または通学を開始することが条件です。</u> ア：申込児童が認可保育所等への転園（入所）が決まった場合、育児休業から復職することを希望する。（令和9年度保育施設利用のご案内 p.5【2】(2)のとりの指数を付して利用調整を行います。） イ：申込児童が認可保育所等への転園（入所）が決まった場合であっても、復職せず下の子の育児休業を継続して取得することを希望する。（いずれの保護者の基準指数も項番 10（1点）を付し、あわせて調整指数項番 23（－5点）を適用して利用調整を行います。）	☐ ア ☐ イ
15		杉並区に在勤・在学している保護者には基準指数（杉並区で在勤・在学している日数、時間のみ対象）に対して調整指数項番 23（－5点）を適用します。また、杉並区に在勤・在学していない保護者には基準指数 No. 11 その他、保育が必要と認めた状態（1点）を適用します。	☐ わかりました
16	アを選択した方	転園（入所）月の末日までに復職しなかった場合、事実が判明した月の末日で退園となります。また、その後の利用調整において申込児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番 21（過去違反：－5点）を付します。	☐ わかりました
17		転園（入所）月の末日までに復職後、育児休業を取得していた児童の育児休業を再度取得した場合、事実が判明した月の末日で退園となります。また、その後の利用調整において申込児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番 21（過去違反：－5点）を付します。	☐ わかりました
18		いずれの保護者にも基準指数項番 10（1点）を付し、さらに調整指数項番 23（－5点）を適用して利用調整を行います。	☐ わかりました
19	イを選択した方	転園（入所）が決まるまでの間に、家庭保育を行う期間が1か月以上生じる場合、転園（入所）が決まった認可保育所等において復職せず下の子の育児休業を継続して取得することはできません。転園（入所）月の末日までの復職が必要となります。	☐ わかりました

上記事項について理解し、同意しました。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____ 保護者氏名 _____